令和4年度 Campus-in-Campus (CiC) 留学マイスター認定制度(派遣)

<制度概要>

CiC協定校に留学する交換留学生を対象として、留学中に自身で設定するチャレンジ活動を達成することと以下に記す条件を満たすことをもって、大学が留学成果を認め、留学マイスターに認定します。また、CiC 留学における派遣者選考及び本チャレンジ活動の内容を総合的に評価した上で、優秀な学生には日本学生支援機構(JASSO)の奨学金を支給します。チャレンジ活動は、ボランティア活動やインターンシップへの参加、留学先の学生との交流活動など学修活動に係るものであれば何でも構いません。チャレンジ活動を達成し最終報告会での発表を終えた学生には、本学より認定証を授与します。留学をさらに充実したものとしたいと考えている学生はぜひご応募ください。

<認定条件>

注意:現在新型コロナウィルス感染症の影響により、世界的に外務省の海外安全情報のレベルが2以上の状態が継続しています。本学としては、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針(学長決定)」(https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroadstay/safety/pdf/otn-sisin.pdf)で定めるとおり、危険情報または感染症危険情報レベル2以上の国・地域への海外渡航は原則として取り止めるよう要請しています。特別措置として、大学間協定に基づく1年間(実際の派遣期間9カ月以上)の留学については海外渡航が認められる場合があり、現状では、同措置により渡航留学が許可された場合に限り、本制度の適用及び奨学金の支給が可能となります。なお、本制度の採択後であっても、外務省の渡航禁止勧告の発出等により、実渡航による留学が不可能となった場合には奨学金の支給が取り消しとなることがありますので、あらかじめご了承願います。

以下の条件を満たす者。

- スチューデントサポートセンター国際交流支援室が実施する「【SSC公募型】CiCパートナー校及び全学対象協定校への留学公募(https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ssc_call)」にて、CiC協定校への留学が内定した者
- 設定したチャレンジ活動※を達成すること
- 毎月活動報告書を提出し、留学終了後に最終報告書を提出すること
- 留学報告会に参加すること
- 留学後はできる限り学内の留学関係イベントに協力し、他の学生(本学学生・CiC 協定校の学生)の留学に関するサポーターを務めること

- 本学事務との連絡を密にし、奨学金支給に係る必要提出書類等の期限を守ること
- その他、留学に必要な手続き等(留学願、海外渡航システム(TRIP)の入力、海外安全危機管理サービス(OSSMA)への加入、外務省「たびレジ」「在留届」への登録など。詳細は本学ウェブサイト https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ssc-top/ies-top/go-abroad-top などを参照のこと。)を遅滞なく行うこと

※チャレンジ活動の例については別紙1をご覧ください。

<選考及び決定>

留学選考委員が面接結果及びチャレンジ活動の内容を踏まえて選考します。

<選考結果の通知>

留学面接の結果通知から1週間以内に、個別にメールで連絡します。

<留学報告会について>

年2回、本制度による CiC 交換留学プログラム参加者(派遣・受入)による留学報告会を本学留学フェアに合わせて実施します。留学期間終了後直近の留学報告会にご参加下さい。詳細は決まり次第連絡します。

<JASSO 奨学金について>

JASSO 奨学金を受給するためには支給基準を満たしている必要があります。支給基準の詳細については別紙2を参照してください。支給内容は以下の通りです。

○支援対象期間

令和4年度に開始し、12か月を超過しない期間。

※年度内に実渡航が開始できない場合、翌年度の奨学金枠からの支給となるため、JASSO 奨学金の支給をお約束できなくなりますことご了承ください。

○採用人数

若干名

○支給金額

月6万円~8万円※

※CiC 校所在国・地域の支給金額

月8万円:アメリカ、オランダ、ドイ

ツ、フランス

月7万円:カザフスタン、マレーシア

月6万円:台湾、ブラジル

本件問い合わせ先:

教育推進課スーパーグローバル大学事業推進室

学生交流課 CiC 担当

cic.exchange@un.tsukuba.ac.jp ※メールで問い合わせること

○チャレンジ活動の例

※留学に関することや留学先の国・文化への理解を深める活動、現地の人との交流等に係る課題 設定が望ましいです。1つの大きな目標を設定するのも良し、比較的簡単な目標を複数達成する ことを目指すのも良し、課題設定について分からないことがあれば問い合わせ先までご相談くだ さい。

- ・現地学生や地域の人との交流
- ・自身の留学中の活動に関する SNS 配信
- ・留学 PR の動画撮影
- ・現地学生との言語交換
- ・現地の文化に触れる活動への参加
- ・ボランティア活動
- ・フィールドワーク
- ・研究活動
- ・語学試験
- ・現地の単語を 1000 語覚える

チャレンジ活動の数は問いません

・その他、独自設定する活動(具体的に記載すること)

※やむを得ない事情により、あらかじめ設定したチャレンジ活動の達成が困難となった場合、その旨申告してください。事情を踏まえ、チャレンジ活動の変更を認めることがあります。

留学マイスター制度のイメージ チャレンジ活動目標を設定して申請! 留学マイスターとして、後輩やCiC 協定校の学生の留学をサポート! チャレンジ活動の具体例 現地学生や地域の人との交流 自身の留学中の活動に関するSNS配信 留学PRの動画撮影 現地学生との言語交換を行う ボランティア活動 フィールドワーク 研究活動 そ 個別相談や留学フェアなど その他、独自に設定する活動 学 の 前 後 Pick up! 成果発表& 自分でチャレンジ活動目 留学マイスター認定証授与 標を設定して申請 留 学 チャレンジ活動の成果発表& チャレンジ活動への取組状況を 中 後 最終レポート提出! 毎月レポートで報告! 毎 月レ 現地学生や地域の人との交流 ポ& ボランティア活動 活動 Clear! 言語交換を行う 派遣・受入留学生の合同発表会

3

○チャレンジ活動の申請用紙

氏名(ふりがな)		学籍番号				
所属・学年						
派遣先大学・学部名						
メールアドレス						
JASSO 基準の GPA						

〔JASSO 奨学金の支給基準〕

※ここに掲載するものは 2021 年度のものとなります。2022 年度の支給基準についても大きな変更はないものと思われますが、公表され次第最新の支給基準を確認するようにしてください。

○奨学金支給対象者の資格及び要件

JASSO 海外留学支援制度により支援を受ける資格を有する者は、本学の正規課程に学位取得もしくは卒業を目的として在籍し、本学の採択プログラムに参加を認める者で、次の①~⑧に掲げる要件をすべて満たす者です。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(※定住者は含まれません。)
- ② 学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- ③ 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者 機構が実施する 2021 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします。 参考:日本学生支援機構による奨学金採用基準

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html(学群)https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html(大学院)

- ④ 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑤ 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者または卒業する者
- ⑥ 在籍大学における学業成績が優秀で人物等が優れており、かつ別紙 1 に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上(3.00 満点)である者
- ① 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、当該奨学金の支給月額(複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が本制度による奨学金月額を超えない者。
- ⑧ 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル 2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域(都市)以外に派遣される者
 - 注1) 外務省の「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。
 - 注 2) 派遣学生の留学期間中に派遣先大学等の所在地が「レベル 2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

【本学側での補足】

※⑦に関し、「海外留学支援事業(はばたけ!筑大生)」奨学金を受けることが決まっている場合、当該奨学金の規程により併給が認められません。

※⑧に関し、2021年9月現在、以下の2点を条件として、海外渡航感染症レベル2以上に該当する国・地域であっても JASSO 奨学金の支給が可能となりました。しかしながら、依然として渡航が推奨されるものではありません。本学では「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡

航等に関する指針」に基づく「学生の渡航に関する特別措置に係る申合せ」を定めており、これに従って本学での渡航の承認を得ている学生に対しては、留学許可書の写し及び誓約書の提出をもって本制度による JASSO 奨学金の支給をいたします。

- 1. 大学間交流協定等に基づく1年間(実際の派遣期間9か月以上)の海外留学プログラムであること
- 2. インド、パキスタン、ネパールを除く国・地域(新型コロナウィルス感染症の事由によりレベル2又はレベル3になっている場合のみ
- 3. 大学が学生の安全確保に万全を期すること

(成績評価係数の算出方法)

以下の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください。履修 した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してくださ い。(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
4段階評価(パターン1)		優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)		А	В	С	F
4段階評価(パターン3)		100~80点	79~70 点	69~60 点	59点以下
4段階評価(パターン4)		89~80 点	79~70 点	69~60 点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	А	В	С	F
5段階評価(パターン6)	А	В	С	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

(評価ポイント3の単位数*3)+(評価ポイント2の単位数*2)+(評価ポイント1の単位数*1)+(評価ポイント0の単位数*0)

総登録単位数

- 1) 在籍課程の前年度の成績が選考時までに判明しない場合原則、選考時の前学期分の成績から算出してください。前学期分の成績も判明しない場合は以下を参照してください。
- ※1 学部1年次1学期目の者は、高等学校年次の成績での算出は認められません。
- ※2 修士1年次1学期目の者は、学部最終年次の成績から算出しても構いません。
- ※3 博士1年次1学期目の者は、修士最終年次の成績から算出しても構いません。
- ※4 前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出してください。